

平成28年第2回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成28年6月21日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）
- 日程第 2 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）
- 日程第 3 議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）
- 日程第 4 議案第 4 7 号 西郷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 8 号 平成28年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 4 9 号 平成28年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 5 0 号 平成28年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 5 1 号 平成28年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 報告第 1 号 平成27年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第 1 0 報告第 2 号 平成27年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について
- 日程第 1 1 報告第 3 号 平成27年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について
- 日程第 1 2 報告第 4 号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 追加日程第 1 議案第 5 2 号 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 3 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第 1 4 請願・陳情に対する委員長報告
- ・文教厚生常任委員会
 - 請願第 4 号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願
 - 請願第 5 号 「給食費の無料化」をもとめる請願
 - 請願第 6 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める請願
 - 請願第 7 号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める請願
 - 請願第 8 号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める請願
 - 請願第 9 号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書
 - ・産業建設常任委員会
 - 請願第 1 0 号 T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第 1 5 議員派遣の件
- 日程第 1 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 7 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 8 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 9 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 日程第 2 0 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 2 1 延会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野 一君
福祉課長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで、議案2件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

それでは、追加議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の上程（議案第52号及び諮問第1号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました2件につきましては、日程第12の次に追加日程第1、議案第52号、追加日程第2、諮問第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（白岩征治君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（白岩征治君） 続いて、議案第52号及び諮問第1号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、議案第52号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案1件と、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問1件でございます。

まず、議案第52号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、ご説明を申し上げます。

現在、3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、椎名勝衛氏は今月30日をもって任期満了となるため、再度委員に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

椎名勝衛氏は、平成2年7月より農業委員を2期務められ、また、平成10年7月より村の固定資産評価審査委員会委員を務められております。その職責の重大さを認識されており、今後とも公平かつ公正な立場で識見を生かしていただけるものと確信し、委員として再度選任いたしたく、提案するものでございます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明を申し上げます。

現在、本村において6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、和知七郎氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、再度候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

和知七郎氏は、平成22年10月から人権擁護委員を務められております。また、平成16年から防犯協会熊倉分会理事、平成20年には同副分会長、そして白河地区防犯指導隊西郷分隊の隊員を務めるなど、人権擁護に対する深い理解と熱意を有しておられますので、再度候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第44号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第44号に対する質疑を許します。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） おはようございます。

11番、議案第44号について質疑をしたいと思います。

いわゆる地方税法の一部を改正するに伴っての条例改正かなというふうに理解するところでございますけれども、この条例部分を読み解いていくと、まず、法人村民税の税率の引き下げということが出てきます。これは、いわゆる安倍政権の経済政策の柱でもある、アベノミクスと言われる中の大企業への減税を行うと。そのかわりに、庶民には増税を行うという部分での流れかなというふうに理解します。

さらに読み解いていくと、軽自動車の環境性能割という部分が出てきます。これに伴って、どのような影響が出てくるのかということなんですけれども、いわゆる環境性能割、消費税導入後に消費税の税率を5%から8%へ引き上げたときに、自動車取得税というのが3%から2%に引き下げられた。そして、さらに消費税10%に移行するときに、自動車取得税を税額ゼロにするということで進められてきたというふうに理解しているところでございます。

しかしながら、消費税が10%になるというのは2年先送りにしますよということなんですけれども、そういった中で、この環境性能割という部分が残っているというふうに理解しているわけです。

この環境性能割が、村民の方にいかなる影響が出るのか。そのことをまずお示してください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまの上田議員のご質疑にお答えいたします。

おただしの件ですが、自動車税につきまして、普通車と軽自動車がございますが、まず村のほうにつきましては、軽自動車税が村税となっております。自動車を登録するときに、自動車取得税及び軽自動車税が村税として入ってくるものでございます。

いわゆる自動車取得税につきまして、こちらは県が徴収しており、その後、村のほうに自動車取得税の交付金として入ってきております。軽自動車税につきましては、村税として、村が各軽自動車の所有者に賦課しておるところでございます。

そのうち、ご質問にありました環境性能割で賦課される部分でございますが、こちらにつきましては、村民にどのように影響を与えるかということでございますが、環境性能割につきましては、端的に申し上げますと、電気自動車等及び、環境にそれぞれ合わせました、環境をクリアする部分がございますが、そちらのほうをクリアしたのに対しまして、それぞれに賦課されていきますので、自動車の性能ですか、そちらによって変わってくるものと思われま。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁の中で、取得税が県を経由して村に来るということだったので、ちょっと言い忘れた部分を今思い出したんですけれども、いわゆる消費税が5%から8%になったときに、3%消費税が上がったわけですね。でも、自動車取得税は実質2%しか下がっていないんだね。これ、移行になったとき、5から8になったときに、自動車取得税というのは3から2に下がった。ですから、差額1%は、購入者の負担が大きくなっているというふうに捉えていいわけですね。そういった影響も出ているということがあると思います。

それと、環境性能割についてだったんですけれども、車を購入された場合、どうのこうのというお話だったんですけれども、いわゆる公共交通機関が十分じゃないでしょう、地方においてはね。そういった中で、軽自動車の果たす役割って、物すごく大きいものがあると思うんです。そういった中で、かなりの影響が出てくるのではないかと思うんですよ。

この点に関しては、まだ十分わかっていない部分があるみたいなので、これ以上は突っ込みませんけれども、あとは農業用に使う軽トラ、これは電気自動車もエコカーもないですね。これ、農家に与える影響もかなり大きいのではないかと思うんです。そういった試算というのは一切、村ではされていませんか、伺います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまの質問にお答えいたします。

村のほうといたしましては、そこまでは考慮しておりませんでした。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） そこまで考慮していなかったということで、これ以上言っても仕方ないと思いますので、さらにいきたいと思うんですけれども、附則として、今回

添付された資料の18ページの附則のところ、第15条の5、「村は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため」と書いてありますね。いろいろ書いてあって、「徴収取扱費として県に交付する。」となっているね。結局、村から県にお金を出すということになるんだ、これね。

この金額というのは、大体どのぐらいの金額になるのか。そういったことは試算されていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまの質問にお答えいたします。

それについても、まだ交付される金額等が明確になっておりませんので、まだ試算はしておりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 明確になっていないので試算していないということだったんですけども、県とか上層部とどういう話になっているのか、そこをお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

その点につきまして、県のほうにも若干問い合わせしたんですが、県のほうでもまだ試算ができていないという回答でしたので、私どものほうでもまだしておりませんので、その辺、県のほうから回答がいただけ次第、うちのほうでも試算してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 議案として上げるに当たって、上位法の改正に伴って、4月1日から施行なので、上げざるを得ないということはわかるんです。しかしながら、きちんと協議がされていないというふうに理解できますよね。

先ほど言いましたように、地方部においては、いわゆる農家の方は軽自動車、軽トラックを使用されている、そういったこともきちんと詰めていない。また、今の県に対する徴収に関する費用、これに対しても、どのぐらいの金額が及んでくるのか。そういったものが村民の方にどういった影響を及ぼすのかということもきちんと試算をしてから、やるべきじゃないかなと思うんですよ。

その遅れを私は明確に指摘をして、これ以上言っても仕方がないので質疑を終わりたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はありませんか。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番、議案第44号について質疑いたします。

今ほど、環境性能割ですね。軽自動車税を種別割に改めるということですからけれども、これ、今ほど上田議員のほうから出ましたので、私のほうは、法人税割の税率、いわゆる法人税の引き下げについて、今回条例が改正されておりますので、その辺のとこ

ろを少し聞きたいんですけども。

まずはじめに、村の法人税が100分の9.7を100分の6に改めとなっておりますけれども、これは具体的にどういった内容なのか、質疑いたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまの藤田議員のおただしにお答えいたします。

法人税の市町村民税につきましては、現行9.7%で課税しておりますが、その税率を引き下げまして6%にするということでございます。そのうち、この6%につきましては、法人税のうち所得割額に係る税率でございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これを見ると、約3.7%ですかね、減額されるということですが、これによる村への影響ですか、減額された影響。また、平成27年度で結構なんですけども、どのぐらい減額されるのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまのおただしにお答えいたします。

平成27年度の実績に換算いたしまして、所得割額が平成27年度ベースで8億8,700万円、収入としております。これを9.7といたします。6%に換算しますと5億4,900万円になりますので、5億5,000万円と算定いたしまして、約3億4,000万円ほどの減額になると計算されます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 3億4,000万円の減額、これは相当な影響があると思うんですけども、村税収とすれば、全国的な自治体も一緒だと思うんですけども、これに対して、村として、こういった条例改正で来ているわけですから、認めるというか、なっているんですけども、この穴埋めというか、そういったことは考えているんですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

村税といたしまして、これを村税の法人税で穴埋めするということとはできないと思います。ただし、国のほうの考えなんですけど、国のほうでは、法人事業税の交付金を創設いたしまして、こちらのほうで穴埋めと申しますか、対応するという考えを持っているようでございます。

こちらにつきましては、地方法人税、現在4.4%なんですけど、平成29年度において10.3%に税率が上がり、この差額分を再度、各地方間の偏在性を是正するために再配分するということとされております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 法人税が4.4%から10.3%に……国からの法人税としての交

付金が4.4%から10.3%。もう一度……。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） 国税になりますが、地方法人税が現在4.4%でございいます。そちらを、平成29年度から10.3%に引き上げられます。5.9%がプラスになりますので、こちらを国のほうで再配分するという事となっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） プラス5.9%、地方税が加算されるということですが、これ、金額的にはわかるんですか、どのくらいなのか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまのおただしにお答えいたします。

そちらについては、どれぐらい配分されるかというのはまだわかっておりません。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） どこの自治体も企業誘致をして、法人税で一生懸命頑張っ、西郷村は以前は不交付団体ということでやってきたんですけども、これとなると、そういう意欲もなくなっていったらどうか。これ、国で吸い上げちゃうわけですよ。この差額というか、三、四千万円、全部国で吸い上げるのか、もっと減額して国で上げて、また新たに地方法人税、国民税も含めて、地方交付税としておろすということなんですけれども、これで納得できるべき問題じゃないのかなと私は思うんですけれども。

いずれにいたしても、これは専決処分でなっていて出てきておりますけれども、地方は大変な税の落ち込み、それでもって今、国保税とかいろんな、村で子ども・子育て支援で政策を考えると、全てペナルティーとか国から来ている状況なので、そういった意味では、地方法人税がこんなに減額されるということは、ましてや地方税がどれだけ来るかわからないという状況では、全く納得できないよね。

こういったことを、あるところによると、今度は消費税の10%に絡めて、来年、平成29年4月からやるということなんですけれども、こういった今の安倍政治のやり方、大企業優遇というか、そういったやり方がずっととられてきているわけですよ。一部の企業だけで300兆円もの内部留保を持っていると。タックスヘイブンでは60兆円とか70兆円、税逃れでやっているという。これが今、日本の現状だと私は思うんです。知らないうちにこんなことをやられているという。

私もこれ、ちょっと見て、えっ、何だこれはという話で、今日質疑に立ったんですけども、そういった意味では、これをここまで来ちゃって、どうしろとは言わないけれども、やっぱりこういう問題があれば、国に対して何らかの意見なり抗議なり要請をするべきじゃないのかな。地方自治体がみんな黙っていたのでは、本当に大変な問題になってくるんじゃないですか、これ。

課長がどうこういう問題じゃないんですけれども、そういった意味では、私たちは

到底こういったことを認めるべきじゃないし、認められないのかなど。

村長の意見も聞きたいところですが、質疑は以上ですが、最後に村長、この件について、何かご意見があればお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質疑といっても、中身は本当に重い問題ですね。基本的に、今回の措置がどういう補填されるのか、交付税補填になります。なぜかという、基準財政需要額を西郷村は上回っていないからです。これ、不交付団体になりますと、ゆゆしき大問題に直結します。今言ったとおり、とれるものがとれなくなるということです。西郷村の場合は、とれるものがとれなくなっても、そのへこんだ部分は交付税で、今度、収入額が減になりますので、それで補填されます。

ただ、それは表面の話ですね。奥行きはもっといっぱいあります。もっと大きな問題があって、今言われた法人税とか、やっぱりもともとの交付税に直結する原資ですね。地方に国が集めたお金をどう配分するかという原点にさわる問題です。その問題の部分的なもの、地方に関するもの、今回も、この措置は来年からですね。そして、その分については、また事業所とか人数とか、いろんな意味で再配分するという考えはあるみたいですね。そうしますと、富裕団体の均分化ということがバックグラウンドにあるんだと思いますが、これを言い出すと、多分、財政力指数の高いところだけになります。

全国の不交付団体、今年100あるかないかですよ、1,719のうち。ですから、そこだけ文句を言うとなると、今度は、配分してもらうほうは当然、歓迎の意を表しますよね。これがぶつかるわけです。この制度がいいのかどうかというふうになりますと、やっぱり地方交付税とか昔の平衡交付金の制度、やっぱり国は地方に対してどこまで責任を持つんだということと、いわば財源上でぶつかるわけです。

その問題が今回、消費税は3党合意で、そして、目的税化するというのをやらないわけですよ。結局そのこととも、さっきの問題、扶助費、福祉関係の財源と、またこれも直結します。

いろんな手をお考えになって、国会あるいは霞が関、永田町、いろんなことを、我々が今考えていることも当然頭にあって、そして、議論の末に国会を通して、地方税法改正になったということを知っていますが、表面からいうと、議員おっしゃるとおり、私も同じ考えのところはいっぱいあります。ただ、これは国会で決まったことなので、これを西郷村じゃやらないといって、別な税法でつくりましょうということも、またこれはできないわけです。

よって、どこかの段階では、今の思いは申し上げる、出てくるといっぱい思っておりますが、ただ、国税は相当稠密というか複雑で、一つを押しますと、あっちもこっちも出てきますので、当然それなりの議論の末に決まったものだというふうに思っているところがございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国で決まったことなので、何ともこれは、独断では言えないとい

うことは重々知っていますけれども、こういう国民というか、村民というか国民にかかわるような税改革は、やっぱり事前に察知して、専決処分なんかでやらないで、しっかりと議論の場を持っていただきたいなと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） 西郷村税条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

◎議案第45号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第45号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

◎議案第46号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、議案第46号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第46号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号） 西郷村復興

産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

◎議案第47号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第4、議案第47号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号「西郷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第5、議案第48号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第48号「平成28年度西郷村一般会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第6、議案第49号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号「平成28年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第7、議案第50号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「平成28年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第8、議案第51号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「平成28年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第9、報告第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号「平成27年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第10、報告第2号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号「平成27年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第11、報告第3に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第3号「平成27年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について」は終わります。

◎報告第4号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第12、報告第4号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第4号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第1、議案第52号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第2、諮問第1号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は適任の意見をつけることにいたします。

◎西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第13、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会より、中間報告の申し出がありました。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) _____

委員長の発言を許します。

13番佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長(佐藤富男君) 13番ですが、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の委員長報告ということでございますが、ただいま議長のほうから、福祉の推進に関する特別委員会の委員長の報告を求めることについて、議会の賛否をとられました。この賛否をとるということは、地方自治法の何条に基づいて、今回、委員長報告の賛否をとったのか、まずお知らせ願いたいと思います。それから報告申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時40分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前10時42分)

○議長(白岩征治君) 西郷村会議規則による第47条、議会は委員会の審査または調査の事件について、特に必要があると認めるときは中間報告を求めることができる。委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て中間報告をすることができるということになっておりますので、これについて……

13番佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長(佐藤富男君) 13番ですが、もちろん会議規則47条の2項に、委員会が議長に中間報告を求めて、議会の承認を得てというふうになっておりますが、この西郷村の会議規則の第47条2項というのは、地方

自治法の第何条に基づいて、こういう会議規則をつくったのかということをお伺いしているので、地方自治法でご説明をお願いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午前10時44分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、再開いたします。

（午前10時50分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 今、13番佐藤富男議員から質問がありまして、ちょっと明確なまだあれが出ていないものですから、ここで休憩をとりたいと思います。

午前11時10分まで休憩したいと思います。

（午前10時50分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（白岩征治君） 先ほど、13番佐藤富男議員から質疑されました件について申し上げます。

この件については、地方自治法には明記されていないということでありまして、町村議会の会議規則第47条の2項に、会議規則の規定により議会の承認を必要とするということになっておりましたので、これによって、先ほど口上の中で言った次第でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

13番佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長（佐藤富男君） 13番ですが、今、47条の2項によって、いわゆる議会の承認だということ、地方自治法上は特別そういう定めがないというか、法的な基準はないということで、だからやらせたということなんです、実際もし、これを私が委員長報告を求めたと。これについて賛否をとったときに、これがもし賛成者が少なく、もしも委員長報告ができないと、これも可能性としてはありますね、実際に。そうすると、これは大変な問題が起きてくるんです、今度ね。

皆さん、一応私、特別委員会は、地方自治法の109条の8項の、いわゆる閉会中も委員会が活動できるような条項に基づいて、委員会活動を閉会中もやってまいりました。この報告をすることをもしとできないとなると、今度は特別委員会は自然消滅します、今の議長のお話ですと。

ということは、皆さん、議員必携の30ページを見ていただきたいんですね。30ページの後段にこうあります。会期中に審査を付託された議案などの審査は、原則としてその会期中に終了し、その結論を本会議に報告することとなっている。会期中に審査を終了することができず、なお引き続き審査を必要とする議案については、

閉会中もなお継続して審査したい旨を議長に申し出て、議会の議決を得た場合は、引き続き審査することができる。この場合、審査の結果は次の議会に報告することになる、こうなっているんです。

次の議会に報告することができなくなるんです。ということは、これはもう自然消滅になってしまう。今議長が言われたことと全く矛盾するんですね。そうすると、議員必携に書いてあることが正しいのか、今議長が言ったことが正しいのか、地方自治法はどうか、これはきちんと明文化してもらわないといけないと思います。

なお、特別委員会も常任委員会も議会運営委員会も全て、同じ委員会規則にのっとって運営されていると私は理解しておりますので、これが全て、もしも法律どおり、会議規則どおりにいくとなると、これは大変なまた問題を生じてきますので、私の今申し上げたことについての、結局報告を拒否された場合、どのような結果になるかも含めて、きちんと説明していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、まだ調査の段階が不十分ということでございますので、ここで議会運営委員会を開いて協議したいと思いますので、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時16分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 午前中に引き続き、日程第13、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件に関する議題を続行いたします。

午前中に13番佐藤議員より議事進行がございましたので、それらについて議会運営委員会を開催していただきまして、議会運営委員会のほうから答申がございましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

今回の中間報告の申し出は、委員会の自主的・能動的な中間報告であります。このような申し出があった場合、従来議長は、あらかじめ議事日程に従い、報告を求めたわけであります。

議会は委員会の意思を尊重する必要がありますが、申し出があった場合、議会の承認を得ることとされていますので、会議規則第47条第2項という運用により、先ほどおはかりしたところがございます。しかしながら、この運用については、条文の解釈になお慎重な取り扱いをすべきところでした。

また、会議にはかった結果、もし承認が得られなかった場合は、中間報告はできないこととなりますが、委員長がおっしゃるように、特別委員会がなくなってしまうわけではありません。付託した事件そのものが消えてしまうということにはなりません。特別委員会は存続し、調査・審査もなお継続すると思われる、中間報告をしなかったことに起因し、特別委員会が消滅するものではないと理解しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

13番佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長（佐藤富男君） 13番ですが、どうも話がかみ合わないですね。

そもそも、会議規則47条の2項、議会の承認を得て中間報告しろというようなことはありますが、しかし、議会の承認を得る前に議長に申し出をして、議長は議会運営委員会の方々に、特別委員長から途中経過報告したいということでの議事日程を組んでいただきたいという申し出をした。それについて、議会運営委員会では、委員会の決議がなければだめだと、法律にのっとってやれということでは差し戻しになって、それで、議運の差し戻しによって、特別委員会が6月20日、昨日ですね。議会運営委員会は、委員会の決議がなければ議長に申し入れできないんだから、やれということで、急遽6月20日、昨日、特別委員会を開催して、そして、議長にまた申し出をさせていただきました。委員長報告ですね。この委員長報告に対しては、議会運営委員会としては、議事日程に載せたということでもありますから、当然にこれは議会運営委員会で議決をされて、了承されたという日程だと思います。

その議会運営委員会で承認されたものに対して、再度また本会議において採決をするということは、議会運営委員会というのは何なのかということです。なら、議会運営委員会で委員長報告をさせることについての議論をすること自体がおかしいんじゃないですか。おかしくないですか。

議会運営委員会で議論をしないで、直接本会議において、例えば委員長報告を認めるかどうかという賛否をとるならば、それはそれとして、それは私は納得できないけれども、それはそれとして、その形は成り立つけれども、議会運営委員会で委員長報告について、ああだこうだ文句つけて、けちをつけて、そして、ああしろこうしろとやってきて、それでやったと。やったあげくに議会運営委員会で認めたものを、議事日程に載せたものを、また改めて、ここで本会議において賛否をとると。

だったら、例えばの話、今回追加議案が出ました。固定資産評価委員の問題、人権擁護委員の出ました。これ、議会運営委員会で議事日程に入れることを認めた。これについて議会で、これを議事日程に追加することに賛成か反対かと、賛否とったんですか、議案審議する前に。そうでしょう。議会運営委員会がそういう、何の無力、力がないのであれば、議会運営委員会そのものの存在ないんじゃないんですか。

いわゆる議長に委員長が諮問をして、こういうことで委員長報告をしたい、経過報告したいからお願いします。そして、議会の議員の互選によって付託を受けた議会運営委員会に、議長がそのものについて、日程に上げるがどうだと。そういうふうに言ったら、最初はぐずぐず言って、だめだだめだ、こうだああだということで否決されちゃったみたいな感じ。だから、私は委員会を再度昨日開いて、委員会決議をして、再度議長に申し入れたと。そして、それに対して、議会運営委員会で、ならしよがないからやってもいいよとなった。そのやってもいいよと議会運営で決まったものを、また本会議で、やってもいいですか、だめですかといたら、議会運営委員会の議決

は何なんですか。

そしてまた、議会運営委員会でも大事に、追加議案日程について、議事日程について議論しますとやっていますけれども、何の権限でやっているんですか。議会運営委員会でもし認めなかったと、追加日程。これしたら、上程できませんよ。その場合、議会運営委員会を無視して、本会議に村長がじかに上げていいんですか。そういうルールがあるんですか。そのところわからないから、説明してください。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の答弁を求めます。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで暫時休憩したいと思いますので。

（午後1時10分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、再開いたします。

（午後1時14分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 今、13番佐藤富男議員より議事進行がございまして、まだなかなか整理することができませんので、ここで午後1時40分まで休憩いたします。

（午後1時14分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時40分）

○議長（白岩征治君） 先ほどの13番佐藤富男議員について、大変議長の不手際で、議事がなかなか進行できなかったことに対して、本当に申しわけなく思っております。

先ほどの中間報告を求めることに対しまして賛否をとりましたが、このことについては、議会運営委員会議決に従い、第47条第2項に変えて、中間報告を受けることにいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、議事進行について、議長にお伺いいたします。

議運の採決で、再度中間報告を許すということになりました。私はもちろんだと思いますね。前回の議会までに特別委員会があって、そして中間報告をして、その間、何の規則に、どうのこうのということなく、満遍なくやってきたと。また、私も議員、30年ちょっとになりますけれども、こんな議会ははじめてです。誰がプラスになりましたか。財政が悪いから議員を減らそうと言いながら、議会がこんなふうでは、財政悪いのに、また負担をかけているんじゃないんですか。

議長、議運の中で、このような条項に対しての発言をした方は誰だか、皆さんの前で公表してください。私は先輩議員に聞いています。法律、自治法、全てが解釈によっては、とり方が違うと。ですから、個々の議員さんも、解釈の仕方は全て違うと思うんです。これだけ混迷した責任は誰にあるのか、議長のほうから公表していただ

きたいと思います。

以上です。

- 議長（白岩征治君） 14番大石雪雄議員から議事進行がございまして、このことについて、誰がやったのかというような……（不規則発言あり）誰が発言したかということとございしますが、それらについては、誰これという、議会運営委員会の中でやっているものですから、あえて私のほうから名前を出すというのもいかなものかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

14番大石雪雄君。

- 14番（大石雪雄君） 議長の今の説明で理解しました。ですが、議長は最大の権限を持っていますので、このような、どっちにでもとれるような感じの会議規則だとか、そういうやつは、議長の判断のもとにしっかりやっていただけるようお願いして、議事進行を終わります。

- 議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の議事進行の件ですが、これからこのようなことのないようにしっかりと努めてまいりたいと、そんなふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思えます。

それでは、ここで中間報告を求めます。（不規則発言あり）先ほどの中間報告の件ですね。（不規則発言あり）大変申しわけございませんでした。

続いて、日程第13、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。西郷村福祉の推進に関する特別委員会より、中間報告の申し出がありました。その次に、本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えますが、ご異議ありませんかということについて、それともう一つ、異議なしと認めますということと、特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしましたということについて、ここを削除したほうがいいんじゃないかということとございしますので、これらについて、議員の皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、ここを削除させていただきます。

それでは、中間報告をよろしくお願ひします。

- 西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長（佐藤富男君） 13番ですが、委員長報告をここで申し上げたいんですが、実はこの委員長報告を、議会運営委員会で認めるか認めないかという議論をされた。その中で、委員会なのかわかりませんが、議会運営委員長が、そんなのパフォーマンスだということをお話を聞いているんですが、もしもこれが事実とすれば、西郷村議会議会運営委員会という正式な公の会議の中で、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の会を侮辱、また委員長を侮辱する発言であると私は思えます。

そしてまた、もう一つ、その発言があったにもかかわらず、議会運営の正常化、会議規則、法令に従ってスムーズな議会運営を審議する議会運営委員会で、そのような

無礼な話をうのみにして、何も問題なくやってきたというと、議会運営委員会そのものを私は信頼できないし、そんなことを許すのであれば、西郷村議会は正常な運営できないです。

このパフォーマンスということを行ったのかどうか、事実関係をきちんと示していただきたいと思います。

また、議会運営委員会の中で、個人的に委員長の佐藤富男に対する、侮辱する発言もあったようなお話も聞いておりますので、それがもし事実とすれば、実際にあったのかどうかも含めて、とりあえず議事録も含めて経過報告していただきたい。

そしてまた、委員長報告について、委員会の決議をとれということを行ったのであれば、その方は、何をもって委員会の決議をとれと言ったのかも含めて、きちんと明確にしていきたいと思います。

それから委員長報告をしたいと思います。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 今、13番佐藤富男議員の質疑がございましたが、ちょっと難しい問題がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

（午後1時50分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。議会運営委員会の開催をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（午後1時50分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、午後2時30分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。

（午後1時51分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時30分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 先ほど、13番佐藤富男議員からの発言に対して、議会運営委員会を開催いたしましたところ、まだ議会運営委員会で結論に達していないというので、まだちょっと審議する余地があるだろうということで、ここで午後3時まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。

（午後2時30分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時00分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 先ほど、13番佐藤議員より発言がございまして、その件について議会運営委員会を開催いたしましたところ、まだ議会運営委員会では結論が出ないと。そういうことで、ここで、あと30分ぐらい（不規則発言あり）休憩したいと思います。（不規則発言あり）その辺がちょっとまだ、言ったか言わないかわからないということだものですから……（不規則発言あり）大変申しわけないですけども、30分だけ休憩して、審議していただきますので、議会運営委員会、よろしくお願ひします。

それでは、午後3時30分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（午後3時02分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時30分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） ここで、おはかりいたします。

先ほど、議事日程について議会運営委員会に諮問いたしました結果、本日の会議を午後6時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後6時までに延長いたします。

議長の議事進行によって、たびたび休憩を申し上げて、大変申しわけなく思っております。

今ほど、13番佐藤富男議員の発言に対して議会運営委員会を開催していただきまして、議会運営委員会よりその結果をご報告していただきたいと思ひます。

議会運営委員長、金田裕二君。

○議会運営委員会委員長（金田裕二君） 8番、金田です。

13番、佐藤富男議員のおただしの件について、議会運営委員会としてお答えいたします。

おただしの3点につきましては、中間報告外の発言と思われまふので、本来お答えすべき趣旨ではありませんが、いずれも個人的な会議中または休憩中の発言と思われまふので、氏名の公表等は差し控えさせていただきます。

なお、そのような発言は明確に確認できませんでしたので、今後そのようなことがないよう注意いたしますので、ご理解いただきたいと思ひます。

これにて議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 委員長報告が終わりました。

ここで、福祉の推進に関する特別委員会委員長の中間報告を求めます。

13番佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長（佐藤富男君） 福祉委員長の立場ではなくて、13番佐藤富男として、議事進行についてここで発言をしたいと思いますので、議長のほうから発言をお許し願いますが、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 許します。

○13番（佐藤富男君） それでは、議事進行について、私のほうから議運長のほうに質疑したいと思います。

ただいま、議会運営委員会で、福祉の推進に関する特別委員会の委員長が本会議において推進委員会の経過報告を述べることはパフォーマンスだと、そういう話をしたということで、聞いたということで議運長にお話ししたところ、確認できなかったということでございまして、これは非常に、私からすればとんでもない話で、私は議運委員からはっきりとお聞きしていますので、これは確認できない話じゃないと思います。

ということは、明らかに議会運営委員会は、我々本会議を搾取している、搾取につながるんじゃないか。もしくは、私にその情報を流した議員、運営委員は、どういう意図を持って、逆に言うと、私にそういう話をしたのかにつながります。これは重大問題です。

というのは、なぜ私がパフォーマンスということにこだわるかといいますと、私個人的な問題で、佐藤富男がどうこうという問題であれば、それほど私は問題視はしたくないんです。しかしながら、福祉推進委員会、特別委員会について、パフォーマンスという言葉が使われたということは、これはもう委員というよりも、議員としてのモラルに欠ける、私から見れば、議員の資格がないと。パフォーマンスと言った議員は、議員としての資格がないと私は思います。

というのは、平成28年6月14日の新報にも出ていましたけれども、国の介護保険の給付金が8.9兆円を超えたと。前年度比で4.6%も増えちゃった、8.9兆円。そして、平成15年3月時点の介護認定者、要介護認定者は、前年度比の3.8%も超えて600万人になってしまった。まさに深刻な状況、介護保険、または要介護の方々ですね。これは捨てておけない問題なんだ。この問題について、私は真剣に取り組んでいる。それをパフォーマンスと言う、とんでもない話。

例えば、私もこれ、村民の方々もネットで私の話を聞いていると思いますが、あえて申しますけれども、介護保険が始まったのは平成12年4月から、2000年。当時の介護保険料は月々二千六百円幾ら、年間3万円ぐらいなんです。それが、平成21年には月々3,990円に上がり、年間で4万8,000円ぐらいになっちゃった。これが、今年の平成28年になると、月額で5,700円、基準額がですよ。年間6万8,000円、倍です、始まったときの。そして、将来どうなのかというと、これからの4年後、平成32年には、当初2,600円から始まった基準額が7,400円に上がってしまう。3倍です。そして、年間8万9,000円、9万円の介護保険料になってしまう。そして、あと9年後の平成37年になると、わずか2,600円で始まった介護保険料、月々の額が8,564円になる、そういう見通し。年間で

10万2,000円になっちゃう。

例えば、私の場合、最高額を払っていますけれども、これも、今は12万9,000円の額が19万5,000円、約20万円になっちゃう、介護保険料だけで。そして、要介護の方々が600万人を超えて、700万人、800万人になってくる。西郷村においても、本当にこれは深刻な問題。だから、我々は推進委員会で一生懸命、介護予防も含めて、また介護されている方々に対しても、そういった問題について真剣に、今何が必要なのかということで一生懸命やっているんですよ。

それを、私の話だと、議運長が言ったという話。議運長は何だ。福祉推進委員会、4回やった。2回とも、農協の理事会がある、集まりがあるから欠席だ、出てこない。議員ですよ。議員は招集に従って集まってくる義務があるでしょう。そしてまた、1回は早退している。そうしていながら、パフォーマンスだと言う。これは許せませんよ、絶対に。これ、村民に対する背信行為だと私は見ます。

これだけ我々が議会の中で、正式にこの特別委員会を議決をして、反対者2名いたけれども、大半が賛成して委員会できたんじゃないですか。この委員会をパフォーマンスということを言ったら、話にならないです。そのパフォーマンスと言った委員が、会議を二度も農協の仕事があつて出られない、出ない、欠席する。そしてまた、いわゆる途中、午後から忙しいから——農協関係で帰ります。そういうことをしていながら、そしてまた、パフォーマンスと村の議会運営委員会で言うということはとんでもないことです。これだけ深刻な問題。

子育てにしてもそうです。本当に今、これから子どもたちを育てるお母さん方やお父さんにとって、大変な問題いっぱいありますよ。これを審議していることの特別委員会をパフォーマンスと言うんなら、議員として今何をやるんですか。これ以上のもの、私はないと思いますよ。ハコものをつくるわけじゃない。これからは福祉問題です。高齢者問題、子育て問題、これこそ今、我々議員が真剣に取り組むべき問題じゃないですか。それをパフォーマンスと言ったら、私は議員としての資格がないと思う。

そして、これを実際に議会運営委員会で言ったとって私は聞いているものを確認できなかったと、どういうことなんですか、これ。だったら、私に情報を流した委員、ここに出てきて、みんなの前で話ししてください、私に言った話がうそだったと。そうでなければ、私は納得できない。

私個人的な問題なら別だ。福祉推進委員会という、いわゆる委員会全体の名誉の問題、プライドの問題ですから。私は到底この議運長の話は納得できないから、もしまた議運長のほかにも、各常任委員会の委員であり、福祉推進の委員もいる。この方々も、その話は聞いたか聞かないかわかっているはずだ。議会運営委員会の委員全員がここに目の前に来て、本当に言っていないのか言ったのか話ししてください。

この福祉の問題をパフォーマンスと言うような議会では、西郷村議会は要らないですよ、私から言わせれば。きちんと説明していただきたいと思います、議長。

○議長（白岩征治君） ただいま、13番佐藤富男議員より議事進行がありました。

議事進行は、あくまでも議長に対しての議事進行でございます。

今ほど議会運営委員長の発言に、パフォーマンスと言ったことの件についてであります。私、議長として、公平な立場でなくてはなりませんので、ここで言ったか言わないかというようなことは言いかねませんので、今後もしこのようなことがあったとすれば、やはり嚴重に私は注意を、発言には十分注意をしていただきたいと思います。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番ですが、議長、事の本質、例えば聞き流してもいいものと、聞き流してはいけないものがあるんです。西郷村議会という議会の名誉の問題なんだ。もしもそれが事実として、見過ごして曖昧にしていくんならば、この議場において人を侮辱する発言、何でもできますよ。やってもいいんですか。

私は、議会運営委員からそのようなお話を聞いたんですから。パフォーマンスと言ったということ。この責任をどうとるんですか、議会運営委員会として。これを私は見過ごして、今後これ以上審議できませんよ。納得できる回答してください。

私個人的な問題ならいい。福祉と子育ての問題、本当に真剣に取り組んでいるんですよ、勉強しながら。片方では農協があるから、理事会があるからと休んで、それはそれでいいですよ、そういう人だったらば。私はこの問題で、どれほど勉強しているか、やってきているか。それをパフォーマンスと言われたんでは、私としてはやっぱり懲罰問題だと思います、これは。

議長、どうなんですか、懲罰問題に当たらないですか、そんなことを議会運営委員会で言うということは。私は見逃すことできませんよ、議長。議長も進退かけて話してください。

○議長（白岩征治君） ただいま、13番佐藤富男議員より議事進行がありまして、この発言に対しては懲罰にも該当するというような大変重い発言がございましたので、ここで私が、私は議長ですので、懲罰とかそういうものはかけられませんので、皆様のご意見を聞きながら、真摯にこの件を受け止めてやっていかななくてはならないなど、そんなふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

この点については、今後このようなことが二度とないように真摯に受け止め、注意をしてまいりますので、そんなふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議長、本当にそんな運営でいいんですか、議会運営。それで本当にいいと思っておりますか。

そして、私に対して、議会運営委員会でパフォーマンスと言ったという委員がいるんですよ。その方にお話を聞いたんですか、うそかまことか。せめてそのぐらい聞いたらいんじゃないですか。そして、議長の口から、その委員が私にうそをついたんなら、うそついでかまわないです。その委員の名誉にかかわる問題ですが、せめてそのぐらいのことは言ってくださいよ。そうしたら、他の議会運営委員全員に、それは聞いていないなら聞いていないと証言させてください。議長、確認をとってください。それでないと、議事進行できませんよ。

議長、そういう数が多いからとか何かという問題じゃないんです、これは。たった2人だって、議会を混乱させることもできるし、停滞もできるし、合法的に。そういう茶番なことはやりたくないし、私からすれば、こんな茶番な議会で、そして事をおさめようというのは、それはあまりにも悪質、誰も納得できませんよ、こんなこと。私もこれで、体張って言っているんですから。

懲罰問題と言いましたけれども、議長、懲罰に値するんじゃないですかと言っているんです。私は動議を提出しませんよ。懲罰に値する問題でしょう。違うんですかということなんですよ。それをここで、確認できなかったということだけで済ますんなら済ますで、これは白岩議長をはじめ、副議長も含め、議運も含めて、私は全員やめるべきだと思います。そういう議会、議長であれ、副議長であれ、議運であるならば。

せめて、私に情報を、会議のこと、議会運営員会は公開原則ですから、別に守秘義務も何もないんですから、言ったからって、別に懲罰問題かからないですよ。ましてや、その議会運営委員会の議事録もとっていないかった、テープもとっていないかったんですよ。これは本当にそれでいいんですか、議会運営、委員会開催。事務的に問題ないんですか。

やることなすことが全部おかしいでしょう、議長。せめて私に情報を流した委員から、それが本当だったのか、うそだったのか、私にうそを流した情報なのか聞いて、聞き取りをして、ここで発表してください。お願いいたします。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の議事進行について、パフォーマンスと言って、佐藤富男君のほうにそれを話をしたというようなことでございますが、私は議長として公平・公正でなくちゃならないものですから、それについて、個人的な名前を私のほうから出すわけにはいきませんので、ここで休憩いたしまして、議会運営委員会を再度開催いたしまして、その辺についてご審議をしていただきたいと思いますので、それでは、ここで午後4時15分まで休憩したいと思います。

（午後3時47分）

◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時15分）

- 議長（白岩征治君） 先ほど、13番佐藤富男君より議事進行がございまして、3つの議長に対しての要望がございました。これについて、私、ちょっと判断しがたいということで、議会運営委員会を開催していただきまして、議会運営委員会を開催いたしましたところ、まだきちんとしたまとめができないということでございまして、ここで午後4時45分まで休憩したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） それでは、午後4時45分まで休憩いたします。

（午後4時17分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時45分）

◎日程の変更について

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君より、議事進行について、3つほど議長に対して質問がありました。これについて、議会運営委員会を開催いたしまして、議会運営委員会におはかりをしたところ、議会運営委員会ではまだ結論が出てこないというようなことで、大変皆さんも大変お疲れでしょうから、ここで……（不規則発言あり）
なかなか難しい問題でございまして、結論が出ないというようなことでございまして、大変皆さんもお疲れのところでございますので、ここで一応、議会会期の延長ということで、議会運営委員会に諮問いたしましたところ、今月の30日まで会期の延長をしたいと思いますが、異議ございませんか。それによって、ちょっと冷静に、私もかなりくたびれているもので……

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議ないですか。異議なければ、会期は6月30日まで延長いたします。（不規則発言あり）

次回の日程については後日連絡したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、今日はこれにて延会いたします。
大変お疲れさまでした。

（午後4時47分）

